

第34回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和8年3月30日（月曜日） 開始 15:00 終了 17:00
会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 13番 堀口 宗幸 、 14番 松本 壽利

議事日程 第1 報 告 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第201号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第202号 農地法第4条の規定による許可申請について
第4 議案第203号 非農地証明願いについて
第5 議案第204号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）

出席事務局 5名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊
調整係長 酒井 尋 書 記 谷口 哲平 書 記 酒瀬川 千浪

議長（1番）

ただいまから、第34回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は、「農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名」でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

議事録署名委員の指名

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
13番 堀口 宗幸 委員
14番 松本 壽利 委員 をお願いします。

議長（1番）

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は6件でございます。内容といたしましては、農地売却、耕作者変更、農地贈与が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（1番）

議案第201号：農地法第3条の規定による許可申請について

次に議案第201号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から5番の5件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第201号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から5番の所有権移転に関する5件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請5件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たして

事務局

いると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございま。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございま。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

7番委員

議案第201号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございま。1番につきまは、渡人は非農家で管理できないため現耕作者の受人と売買し、受人は飼料用稲を作付けする計画です。受人世帯は、毎年飼料用稲と飼料と甘藷を作付けしており、農業従事状況については、本人と妻と子が150日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えま。また、申請地の周辺も飼料が作付けしてありますが、農薬の使用方法については地域の防除基準を遵守されるため何も問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番と3番の2件について、10番委員より説明をお願ひします。

10番委員

議案第201号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番と3番の所有権移転に関する2件でございま。まず、2番につきまは、渡人は規模縮小のため申請地を売買し、受人は食用甘藷を作付けする計画です。受人世帯は、毎年飼料と甘藷とゴボウを作付けしており、農業従事状況については、本人と妻が300日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えま。また、申請地の周辺も甘藷が作付けしてありますが、農薬の使用方法については地域の防除基準を遵守されるため何も問題ありません。次に、3番につきまは、渡人は規模縮小のため申請地を売買し、受人は水稻を作付けする計画です。受人世帯は、毎年水稻と飼料とキュウリを作付けしており、農業従事状況については、本人と妻と子が300日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えま。また、申請地の周辺も水稻が作付けしてありますが、農薬の使用方法については地域の防除基準を遵守されるため何も問題ありません。以上、申請番号2番と3番の所有権移転の2件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべ

10番委員

てを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番と5番の2件について、26番委員より説明をお願いします。

26番委員

議案第201号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号4番と5番の所有権移転に関する2件でございます。まず、4番につきましては、渡人は子である受人へ贈与し、受人は田には水稻を作付けし、畑には果樹を栽培する計画です。受人世帯は毎年水稻、果樹を栽培しており、農業従事状況については、本人が300日、父が200日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲も水稻が作付けしてありますが、農薬の使用方法については地域の防除基準を遵守されるため何も問題ありません。次に、5番につきましては、渡人は市外在住で管理ができないため受人へ売買し、受人は水稻を作付けする計画です。受人は毎年水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人が300日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲も水稻が作付けしてありますが、農薬の使用方法については地域の防除基準を遵守されるため何も問題ありません。以上、申請番号4番と5番の所有権移転の2件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請1番から5番の5件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第201号、申請番号1番から5番の5件は許可することに決定いたします。

議案第202号：農地法第4条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第202号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第202号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の1件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、8ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員

議案第202号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。この1件の申請地は申請人が相続し山林として管理してきたが、地目変更がなされていなかったことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の1ページから6ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番） ないようですのでお諮りいたします。
申請1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番） 異議なしということですので、議案第202号、申請番号1番の1件は許可相当としますが、事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第4条第4項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。

議案第203号：非農地証明願いについて

議長（1番） 次に議案第203号、非農地証明願いについて、申請番号1番の1件を議題といたしまして、審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第203号、非農地証明願いについては、受付番号1番の1件でございます。非農地証明願いにつきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第2条第1項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために、農地以外の地目に変更するための証明願いになります。申請番号1番につきましては、昭和51年7月5日施行「宮崎県証明書交付要領」にあります、非農地認定基準の「10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地」に該当する申請になっており、申請書類上におきまして問題ないと思われまます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、13番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

13番委員

議案第203号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。申請地図面の7ページから9ページをご覧ください。現地調査を行ったところ、10年以上耕作が放棄されており、農地としての復旧が困難な土地であることを確認いたしました。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、証明書の発行は妥当であります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号１番の１件は、非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第２０３号、申請番号１番の１件は非農地とすることに決定し、
証明書を発行いたします。

議案第２０４号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分）

議長（１番）

次に議案第２０４号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請
について、新規分ではありますが、２４番委員と２５番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関す
る法律第３１条第１項の規定により退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ ２４番委員、２５番委員 退室 ）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第２０４号は、先に申請番号１１番から１３番と１５番の４件の審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第２０４号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請につ
いて、貸借権設定の新規分は申請番号１番から１６番の１６件ではありますが、先に１１番から１３番と１５番
の４件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請２件は、１２ページにあ
ります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号・第４号の承認要件のすべてを満

事務局

たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、23番委員より申請番号11番から13番の3件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

23番委員

議案第204号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号11番から13番の3件を説明します。この3件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

次に15番の1件について、27番委員より説明をお願ひします。

27番委員

議案第204号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号15番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号11番から13番と15番の4件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番） 異議なしということですので、議案第２０４号、申請番号１１番から１３番と１５番の４件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
暫時休憩します。

（ ２４番委員、２５番委員 入室 ）

議長（１番） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、先ほど審議決定をしました４件を除く、申請番号１番から１０番と１４番と１６番の１２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第２０４号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は先ほど審議いただいた１１番から１３番と１５番の４件を除く、申請番号１番から１０番と１４番と１６番の１２件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１２件は、１２ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（１番） 説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、９番委員より申請番号１番から３番と１４番の４件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

９番委員 議案第２０４号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号１番から３番と１４番の４件を説明します。この４件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件を満たしており、認定農業者及び地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（１番） 次に４番の１件について、１８番委員より説明をお願ひします。

１８番委員 議案第２０４号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号４番の１件を説明します。この１件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の

18番委員	利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。
議長（1番）	次に5番から9番の5件について、15番委員より説明をお願いします。
15番委員	議案第204号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号5番から9番の5件を説明します。この5件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。
議長（1番）	次に10番の1件について、22番委員より説明をお願いします。
22番委員	議案第204号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号10番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。
議長（1番）	次に16番の1件について、26番委員より説明をお願いします。
26番委員	議案第204号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号16番の1件を説明します。この1件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。
議長（1番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (なしの声)

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。申請番号１番から１０番と１４番と１６番の１２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第２０４号、申請番号１番から１０番と１４番と１６番の１２件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（１番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
これで第３４回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和8年3月30日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

13番 堀口 宗幸

14番 松本 壽利